

# 首都直下地震等対策ガイドライン

## 公益社団法人 日本近代五種協会

### 1 災害発生時の対応

#### ① 事務所内における役職員等及び来会者の安否

- ・事務所内における役職員等及び来会者の確認を行う。
- ・人命救助を最優先し、ケガ人に対しては応急手当を行う。
- ・必要に応じて消防署等官公署又は病院等へ連絡手配を行う。

#### ② 事務所が入居する建物の損壊の状況

- ・事務所が入居する建物の損壊その他の状況を確認する。
- ・入居する建物の損壊が危険な状況にあると判断されるときは、役職員等、来会者を広域避難場所、文京区の指定避難所等、安全と考えられる地域まで避難させる。
- ・避難経路は防災訓練に基づきエレベータを使用せず、階段、非常口を経由する（場

合によっては近隣事業所との連携に基づき隣接するビル屋上への移動を考慮する)。

- ③ 備品、設備、物資等の破損状況
  - ・事務所内の備品等の倒壊
  - ・破損、漏電等の有無を確認し、事務所内の役職員等や来会者に連絡して人命や火災の危険を回避する。
  - ・固定電話、携帯電話、PCの通信機器使用の可否を確認し、役職員等に連絡する。
- ④ 事務所外における役職員等の安否
  - ・あらかじめ定めた緊急連絡網により、出張、外出及び休暇中の役職員等の安否を確認し、その後の行動について協議又は指示する。
- ⑤ 災害の状況及び主な交通機関の運行状況
  - ・役職員等が居住する都県(23区・都下、埼玉県、千葉県及び神奈川県)の被災状況の概要を確認し、連絡する。
  - ・役職員等が通勤に利用する交通機関並びにその代替手段の運行状況を確認し、連絡する。
- ⑥ 国等公共団体の指示等
  - ・国、東京都、文京区等官公庁の災害に関する指示、命令、要請等を把握し、役職員等に連絡する。

## 2 事務所内の役職員等に対する指示

- ① 帰宅支援の範囲等
  - 徒歩による帰宅が可能と考えられる距離は概ね 10km(又は 20km)までとし、各々自らの責任により(防災袋を携行の上)帰宅させるものとする。
- ② 帰宅ルート
  - 徒歩により帰宅する際は、東京都帰宅困難者対策条例を考慮の上、事前に配布し帰宅支援マップ、帰宅訓練により演習したルートを各々が参考とする。

## 3 日常の防災対策

次の防災対策を日常的に行うものとする。

- ① 緊急体制の確認
  - ・文書の配布、社内説明会による周知徹底
  - ・社内向け防災手帳の配布及びその携帯の徹底
- ② 耐震性の確認
  - ・入居ビルの耐震性の確認等
  - ・近隣事業所との連携
- ③ 連絡網の確保及び周知
  - ・社内安否システム

- ・代替連絡手段の確保
- ・公衆電話による災害伝言ダイヤルの周知
- ④ 教育訓練等 次の訓練は各年度少なくとも1回行うものとする。
  - ・非常階段、非常口を利用する避難訓練
  - ・広域避難場所(六義園)又は文京区指定避難所(区立昭和小学校、同第九中学校)への避難訓練 次の訓練は適宜行うものとする。
  - ・消火訓練 ・負傷者の救護及び搬出訓練(担架を利用)
  - ・徒歩による帰宅訓練
- ⑤ 備品等
  - ・備品の転倒防止及び落下防止措置の確認
- ⑥ 消火器等
  - ・火気設備の有無及び消火器位置の確認
- ⑦ 備蓄等(帰宅者対策)
  - ・非常用持出し袋(ヘルメット、マスク、軍手、呼笛、飲料水、乾パン等)。
  - ・市販の「帰宅支援マップ」等の配布(帰宅困難者対策)事務所に備え置く
  - ・長期保存用飲料水(25名×3日分) ・食料(アルファ化米、缶詰パン他各種缶詰。25名×3日分)
  - ・簡易トイレ及びトイレトペーパー
  - ・防寒具(毛布又は保温シート等)
  - ・照明機器(ハンドライト)
  - ・小型テレビ及びラジオ
  - ・各種電池
  - ・ガス発電機及びガスボンベ
  - ・医薬品及び救急用品
- ⑧ 出張者(及び外出者)対策
  - ・充電器携帯の義務付け
  - ・自家発電機付ラジオ、ライトの携帯(出張者に限る。但し任意とする)
- ⑨ 地域との情報交換
- ⑩ 国、東京都及び文京区等官公庁の動向把握 支援活動プラットフォームの構築

附則 このガイドラインは、令和3年6月20日から施行する。